

第6回 板橋区 議会報告会

～区議会議員が揃う！会える！伝えられる！～

報告書



日 時 令和元年 12 月 18 日（水）

18 時 30 分（18 時受付開始）～20 時 30 分

場 所 グリーンホール 1 階ホール

第6回 板橋区 議会報告会 報告書

I 開催日時・場所 等

II 報告会の概要

1. 開会にあたって（趣旨説明） 【坂本あずまお実行委員長】
2. 開会の挨拶 【元山芳行議長】
3. 平成30年度決算調査内容の報告 【成島ゆかり決算調査特別委員会委員長】
4. 第4回定例会から11月閉会中委員会の各委員会の報告
 - (1) 企画総務委員会 【中村とらあき委員長】
 - (2) 区民環境委員会 【荒川なお委員長】
 - (3) 健康福祉委員会 【しば佳代子委員長】
 - (4) 都市建設委員会 【間中りんぺい委員長】
 - (5) 文教児童委員会 【高沢一基委員長】
 - (6) 議会運営委員会 【安井一郎委員長】
 - (7) 特別委員会について 【坂本あずまお実行委員長】

III 質疑応答

IV 閉会の挨拶 【大田ひろし副議長】

V アンケート集計結果

VI 添付資料（当日配付資料）

第6回板橋区議会報告会次第

第6回板橋区議会報告会にご参加のみなさまへ ～お願い～

各常任委員会活動報告

各常任委員会運営次第

各特別委員会活動報告

よくある質問集（FAQ）

質問用紙

令和元年度第6回板橋区議会報告会アンケート

いたばし区議会だより（令和元年7月21日号、12月1日号）

広報いたばし（令和元年12月7日、12月14日号）

わたしたちの区議会（令和元年8月号）

※いたばし区議会だより、広報いたばし、わたしたちの区議会は、報告書への添付を省略する。

I 開催日時・場所等

日 時：令和元年 12 月 18 日（水）
18 時 30 分(18 時受付開始)～20 時 30 分
場 所：グリーンホール 1 階ホール
参加人数：121 名（議員含む）



写真) 一時保育の様子。事前申し込みで、グリーンホール 5 階別室で保育利用可能。

今年度 3 名利用。なお、手話通訳も事前申し込みで利用可能であるが、今年度は利用がなかった。

II 報告会の概要

1. 開会にあたって（趣旨説明）

- ・坂本あずまお議会報告会実行委員長より挨拶が行われたあと、本報告会開催の趣旨について説明がなされた。
- ・「わたしたちの区議会」の内容を紹介しながら、板橋区議会の区政上の位置付け、議会の役割、委員会の役割などが説明された。
- ・本報告会においては、令和元年第 3 回定例会から 11 月閉会中委員会までの委員会において行われた審査内容を報告し、特別委員会については文書報告を以て行う旨を説明した。
- ・質疑応答については、質問用紙を使って行うこととし、注意事項の説明、アンケートについての協力のお願いが述べられた。

2. 開会の挨拶

- ・元山芳行議長より本報告会に集まって頂いた方に謝辞が述べられた。
- ・本報告会は、改選後初の報告会であること、新たな議会構成について説明が行われた。46 名の区議会議員の平均年齢は 49.4 歳、女性議員は 14 名おり議員に占める女性の割合は 30%であること、また会派構成について述べられた。

議会報告会は、議員全員による運営であること、わかりやすい報告会を行うことを議会一丸となつて取り組んできたこと、さらに参加された皆様の意見をいただき、信頼される区議会、またより開かれた議会としていくと述べられた。

3. 平成 30 年度決算調査内容の報告 【成島ゆかり委員長】

それでは、平成 30 年度決算調査特別委員会の報告をさせていただきます。
決算特別委員会は、議会に提出された「決算」について、その認定審査のために設置される委員会です。全議員により構成され、のべ 6 日間にわたり集中的に審議を行いました。

決算調査特別委員会に付託された平成 30 年度の決算に係る案件について、各常任委員会と同じ構成員で構成される各分科会で調査・審議が行われました。

10 月 15 日は、企画総務、区民環境、健康福祉の 3 分科会が開かれ、企画総務及び区民環境分科会では、所管の一般会計決算を、健康福祉分科会では、所管の一般会計決算、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計決算をそれぞれ調査いたしました。

翌、16 日は都市建設、文教児童の 2 分科会が開かれ、所管の一般会計決算をそれぞれ調査いたしました。

そして全議員が出席する総括質問への議論の場を移します。

総括質問は、10 月 23 日、24 日、25 日に行われ、13 名の委員が質問にたち、議論が行われました。各委員の質問内容については、お手元の区議会だよりの 6 ページに質問要旨が掲載されておりますのでご覧ください。

板橋区では総括質問においてもインターネット中継を取り入れ、広く区民の方への情報発信に努めております。そちらも合わせてご覧いただければと思います。

次に、平成 30 年度の板橋区一般会計、特別会計について簡単にご説明させていただきます。

区議会だよりの 7 ページをご覧くださいと思います。

まず、一般会計の決算状況を見てみますと、歳入は 2157 億 7200 万円、歳出は 2111 億 6500 万円で、前年度と比較して、歳入が、11 億 5200 万円(0.5%)の増、歳出が、21 億 2300 万円(1.0%)の増となっております。

歳入において、納税義務者の増加により特別区民税の増収、財政調整交付金、都支出金等が、増額となり、待機児童対策の推進や自立支援給付等に対応することができました。

次に国民健康保険事業特別会計についてです。

国民健康保険事業特別会計の決算は歳入が 616 億 6700 万円、歳出が 607 億 1100 万円で、前年度と比較して、歳入が 77 億 300 万円、歳出が 40 億 6400 万円の減でした。

次に介護保険事業特別会計についてです。

介護保険事業特別会計の決算は歳入が 403 億 3700 万円、歳出が 395 億 1100 万円で、前年度と比較して、歳入が 8 億 3200 万円、歳出が 9 億 700 万円の増でした。

次に後期高齢者医療事業特別会計についてです。

後期高齢者医療事業特別会計の決算は歳入が 118 億 3300 万円、歳出が 117 億 1400 万円で、前年度と比較して、歳入が 5 億 5500 万円、歳出が 5 億 4200 万円の増でした。

3 特別会計ともに毎年決算額が、拡大の一途をたどっております。

以上、分科会、決算総括質問での審議日程を経て、調査を終了し、委員会での表決を行い、賛成多数にて可決されました。

その後、本会議にて各会派から一般会計、3 特別会計について賛成討論、反対討論が行われ最終的な表決が行われ、平成 30 年度決算を賛成多数で可決しました。

各会派の意見の要旨、態度については同じく区議会だよりの 7 ページに掲載されております。

調査・審議の過程で各委員から様々な課題や具体的な提案や要望が出されました。示された提案、要望については十分に検討し区民の福祉の更なる向上を目指し、今後の区政運営に生かしていただくようお願いをいたしました。

以上で決算調査特別委員会の報告を終わります。

4. 第3回定例会から11月閉会中委員会の報告

(1)企画総務委員会 【中村とらあき委員長】

それでは企画総務委員会を代表して、令和元年第3回定例会及び11月閉会中に開催いたしました企画総務委員会での審査内容につきましてご報告申し上げます。企画総務委員会では政策の総合的な企画や調整及び評価、行財政全般、IT推進、人事管理、危機管理などのほか、ほかの委員会で属しない内容について審議しています。本報告では、時間の関係もございますので、概略となりますこと、ご了承ください。また事前配付の資料として企画総務委員会次第、資料、レジュメなど、ご参考いただきながら、お聞き頂ければ幸いです。

最初に定例会中に開催されました委員会につきまして、ご報告いたします。

9月27日の委員会では、会計年度任用職員に関する規定の整備等に関連し、各関連議案を一括して審査いたしました。同規定の整備は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正化、一般職の会計年度任用職員等に関する制度の明確化といった、会計年度任用職員の規定を整備するものです。議案第76号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」等、11議案につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものとして決定致しました。

次に、陳情第37号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情」について審議致しました。同陳情は小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置等、都市計画交付金の財源となっております。同陳情につきまして、全会一致をもちまして、採択の上、東京都宛て、意見書を提出することに決定いたしました。

次に、陳情第38号「核兵器禁止条約批准を日本政府に求める区議会意見書採択に関する陳情」につきましては、「本区は平和に対する意識を高く持っており、核廃絶に向けて行動で示すべき」等、採択を主張する意見と、「批准を求める意見書の提出については、政府の動向に注視し、その判断を尊重すべき」として不採択の意見があり、採決を諮ったところ、賛成多数をもちまして採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第51号「音楽ホール建設に関する陳情」につきましては、「文化施設の建設が困難な地域である」、「全区的に配置を考えていく必要がある」等意見が挙げられました。採決について諮ったところ、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第34号「日本政府に対して、国連の沖縄県民は先住民族勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情」及び陳情第42号「国内法の適用などを内容とする日米地位協定の改定を求める意見書の提出を求める陳情」につきましては、継続審査について諮ったところ、いずれも賛成多数をもちまして継続審査と決定いたしました。

ほか、陳情第46号「公共施設の配置検討エリアマネジメントについての陳情（前野ホールの件）」、陳情第49号「板橋区の公共施設再編計画に関する陳情」は継続となりました。

次に、陳情第56号「日本政府に香港の自由と民主主義を守る行動を求める陳情」につきましては、「他国の内政に関する内容であるため、本委員会が採択・不採択の態度表明を行うことはなじまない」として、各委員合意の上、結果を保留とし、継続審査の申し出を行わないことといたしました。

引き続き、10月2日の委員会についてご報告いたします。

初めに、補正予算に関連し、一括して審査いたしました議案第67号「令和元年度平成31年度東京都

板橋区一般会計補正予算（第3号）」等、3議案につきましては、いずれも全員異議なく、全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、閉会中に行われました、11月5日の委員会について申し上げます。陳情第49号「板橋区の公共施設再編計画に関する陳情」はすでに陳情の含意が満たされているとして、採決の結果、不採択となりました。ほか先に挙げました陳情につきましてはすべて継続となりました。

このほか、「板橋区の財務諸表（平成30年度）の概要について」「本庁舎周辺公共施設再編方針について」等の調査事件につきましては、全会一致で別途議長宛て、継続調査の申し出を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

② 区民環境委員会 【荒川なお委員長】

第3回定例会、及び閉会中委員会の区民環境委員会の陳情、議案審査を中心に報告をおこないます。陳情第5号「清水町集会所の廃止延期に関する陳情」につきましては、採択との意見も出されましたが、大方の委員から、なお継続して審査すべきとの発言があり、継続審査について諮ったところ、賛成多数をもちまして、継続審査と決定いたしました。

陳情第50号「選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する陳情」につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして、採択の上、国会及び政府宛て意見書を提出することに決定いたしました。

次に、板橋区役所前公衆喫煙所に関し、一括して審議いたしました陳情第27号「板橋区役所前駅公衆喫煙所設置を中止、撤去することを求める陳情」及び陳情第28号「板橋区役所前駅公衆喫煙所設置の説明会に関する陳情」につきましては、いずれも採択との意見も出されましたが、大方の委員からは、なお継続して審査すべきとの発言があり、継続審査について諮ったところ、いずれも賛成多数をもちまして継続審査と決定いたしました。

議案第71号「東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号「東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、「対象を限定した施設利用から多目的利用施設への変更であり、適切な改正である」として、原案に賛成との意見と「施設整備に伴う有料化により、これまでの利用者が利用しにくくなることが懸念される」として、原案に反対との意見があり、表決の結果、賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、1委員より少数意見が留保されました。

その他にも、11月6日に開催された閉会中委員会で継続審査となった3本の陳情につきましては11月21日に開催予定の区民環境委員会で審議いたします。

また本委員会は、区議会だよりも掲載されていますが、8月21日から22日にかけて福岡県久留米市及び福岡県筑後市に赴き、久留米市では「文化交流施設久留米シティプラザの取組みについて」を、筑後市では「市民との協働によるクリーン作戦について」それぞれ視察してまいりました。

この視察で得ました貴重な見聞を、今後の委員会活動に生かしてまいりたいと存じます。

(3) 健康福祉委員会 【しば佳代子委員長】

健康福祉委員会について、報告いたします。19 ページから 22 ページになります。

健康福祉委員会は、健康生きがい部と福祉部を所管しています。

健康生きがい部は、長寿社会推進、健康推進、予防対策、健康福祉センター、おとしよりセンター、介護保険、国民年金、生活衛生などを所管し、予防対策を含めた健康全般、高齢者の介護に関する事など行なっています。

福祉部は、障がい者、福祉事務所を所管し、生活をはじめとする福祉にかかわる相談など受けています。

本年の第 3 回定例会では、報告事項 4 件、議案 2 件、陳情 6 件の審査を行いました。

報告事項の一つ、「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」の素案については、地域の実情を踏まえ、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が目指す「誰一人として取り残さない社会」の実現をめざし策定するものです。

これまでの自殺総合対策の取組に加え、地域ネットワークの強化や子ども・若者への支援など自殺対策支援の強化を進めていくものです。

陳情第 36 号「区立福祉園の民営化に関する陳情」は、区立福祉園の民営化について検討される経緯を各福祉園利用者家族に対して、説明会の開催を早急に求めるものです。

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画においては、改築・大規模改修時期にとどまらず、民間活力の活用などを含めた検討を進めるとされており、「いたばし NO.1 実現プラン 2018」においては、実施計画事業として「福祉園の改修」が位置付けられ、平成 30 年度までに、改修方法・時期の検討を行うものとされていました。

その後、「いたばし NO.1 実現プラン 2021 (経営革新計画)」において、障がい者福祉サービスの充実と効果的・効率的な運営をめざし、区立福祉園の民営化を検討していくこととなっています。

陳情に寄り添った観点から様々な質疑が行われ、全会一致で採択されました。

陳情第 10 号板橋区において税金の有効活用となる受動喫煙防止策を講じることを求める陳情(受動喫煙防止策の件)は、板橋区において税金の有効活用となる受動喫煙防止策を講じるよう次の 2 点の要望を行うものです。

1 つ目は、子どものための禁煙外来治療費助成事業の実施を求めるもの、2 つ目は、小学生(希望者)への尿検査の実施を求めるものです。

1 つ目の項目につきましては、採択すべきとの意見もありましたが、大方の委員から継続して審査すべきとの意見がございまして、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

2 つ目の項目につきましては、採択にすべきという意見と、不採択にすべきとの意見、継続審査にすべきとの意見がありましたので、初めに継続審査について、はかったところ、賛成少数で継続審査とすることは否決されました。改めて継続審査とした委員に意見を求めたところ、不採択を主張するとのことで、表決の結果、賛成少数により不採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

(4) 都市建設委員会 【間中りんぺい委員長】

都市建設委員会の報告を致します。23 ページになります。

都市建設委員会は、主に都市整備と土木に関係する内容を担当する委員会です。

委員会として、災害に強い街づくりや、建築確認や建築指導、空き家などの老朽建築物対策、住宅政策に関連する内容のほか、大山周辺や JR 板橋駅西口、上板橋南口、高島平エリアの再開発など、街づくりに関する分野、また、河川等の管理や工事、水害・雪害対策、交通安全対策や放置自転車対策、公園整備や管理、緑化の推進、私道の整備や街頭管理に関係する内容について審議をする委員会です。

本日の議会報告会では、9 月 30 日、10 月 2 日、及び 11 月 11 日に行いました調査審議内容について報告致します。

3 日間の委員会において、陳情 10 件、議案 2 件、報告事項 6 件、調査事項 2 件を審議致しましたが、件数が多く内容も多岐にわたるため、主な内容について簡潔に報告致します。

先ず、羽田空港の機能強化により、板橋の上空を飛行機が飛ぶこととなりますが、陳情第 41 号「羽田空港の機能強化による増便計画の陳情」及び第 52 号「都心低空飛行問題に関する陳情」につきましては、「区に及ぼす影響を調査した上で区民への十分な調査を行うべき」として採択を主張する委員と、「国においても安全面に考慮した計画を進めており、増便に伴う区への来客数増加によって、経済効果も見込まれる」として不採択を主張する委員とで意見が分かれ、採択について諮った結果、賛成が少数で不採択となりました。

次に、「板橋南部地域にコミュニティバスの運行を求める陳情」につきましては、大谷口や北町などの交通不便地域、交通不便地域とは駅やバス停が近くにない地域を言いますが、区役所や文化会館などを繋ぐコミュニティバスの運行を要望する内容で、採択との意見もありましたが、運行ルートや路線バスとの重複などの課題もあるため、多くの委員から引き続き検討の必要があるとの事で継続となり、次回の委員会で再度審議する事になりました。

陳情第 15 号「高島平グランドデザインに関する陳情」につきましては、「旧高 7 小跡地を含む区有地活用について」及び「高島平緑地の今後の整備方針について」住民説明会の実施を求める内容でありましたが、グランドデザインが策定されて 3 年が経ちますが、計画の全容が見えず区民に伝えることが大切であり、本陳情については全会一致で採択となり、年内の住民説明会が予定される事となっています。

大山に関する陳情につきましては、「大山駅周辺地区の街づくりに関する陳情」「東武東上線大山駅付近の高架化計画に関する陳情」「駅前広場計画撤回の件」などについて審議を致しましたが、「意見書公表の件」「駅周辺整備への民意反映の件」「計画撤回の件」「公聴会開催の件」「駅前広場計画強行中止の件」「地下方式要望の件」等の陳情につきましては、「多数の住民が影響を受けるため、民意合意がなされないまま計画を進めるべきではない」として採択の意見と、「長期に渡り議論が深められており、都市計画審議会が出された答申を尊重すべき」として不採択の意見がありましたが、採択について諮った結果、賛成が少数で不採択となりました。

なお、「区の主体的な街づくりに関する件」「商店街とクロスポイント地区との連携の件」「都への地元要望働きかけの件」等の陳情項目につきましては、引き続き審議が必要という意見が多数でありましたので次回委員会においても継続して審議してまいります。

以上で都市建設委員会の報告を終わります。

(5) 文教児童委員会 【高沢一基委員長】

それでは、文教児童委員会の報告を行います。資料は 29 ページになります。

私達の委員会では、小中学校や幼稚園の教育・生涯学習・図書館などを所管する教育委員会と、保育園や子育て支援などを所管する子ども家庭部を対象に審議しています。今回の報告対象である令和元年第三回定例会及び 11 月閉会中委員会について報告します。

まず、9 月 30 日の委員会は午前 10 時に開会し、議案審査 4 件と報告事項 4 件について審議し、午後 1 時 40 分に閉会しました。

議案審査につきましては、区立大山西町保育園を民営化するために、条例の別表第一「大山西町保育園」の項を削る「議案第 73 号・東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例」を審議しましたところ、「民営化により、保育環境の向上や待機児童解消に資する」として、原案に賛成との意見と、「民間園の保育士確保が難しい中であえて民営化することは到底理解できない」として、原案に反対との意見がありましたが、表決では賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、幼稚園教育職員の期末手当等支給と臨時的任用職員の特別休暇を規定するために、一括して審査しました「議案第 87 号・幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と「議案第 88 号・幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、どちらも全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、議員提案である「議案第 90 号・東京都板橋区高校生等の医療費助成条例」については、「義務教育終了後の教育費の負担は大変重いため、子育て世帯の支援策を拡充する必要がある」として、原案に賛成との意見と、「社会保障費の増加が見込まれる中で既に実施している他区と同様の基準で高校生等の医療費助成を行うことは困難である」として、原案に反対との意見があり、表決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

報告事項は、区立小茂根図書館敷地内の通路で発生した事故による示談処理に関する「専決処分」の報告について、「教育委員会の動きについて」、「いじめの重大事態に係る調査経過について」、「文教児童委員会関係補正予算概要について」の 4 件に関して、それぞれ所管する課長から報告を受け、各委員が質疑を行いました。

続いて、11 月 11 日の閉会中の委員会は、午前 10 時 00 分に開会し、「『いたばし子ども未来応援宣言 2025』第 2 編『子ども・子育て支援事業計画』編 第 2 期（素案）について」、「教育委員会の動きについて」、「令和元年 特別区人事委員会勧告の概要について」の 3 件に関して、それぞれを所管する課長から報告を受け、各委員が質疑し、午後 1 時 43 分に閉会しました。

以上で文教児童委員会の報告を終わります。

(6) 議会運営委員会 【安井一郎委員長】

議会運営委員会の報告をいたします。33 ページになります。

議会運営委員会は、議会の運営に関することについて審査を行う委員会で、9 名の委員で構成されています。主な審査内容としましては、定例会ごとの提出案件、本会議や委員会の運営、請願・陳情の付託先、議会の日程、議会の運営に関する請願や陳情などについて議論を行っています。

本年の 9 月から 10 月にかけて開会されました第 3 回定例会では、9 月 13 日、10 月 3 日、10 月 10 日、10 月 28 日の計 4 日間にわたり、議会運営委員会を開会し、提出のあった 5 件の陳情や、議会の運営

に関する事項について審査を行いました。配布資料の 33 ページに議会運営委員会の主な審査項目を記載した資料を添付しています。本日は時間の関係もございますので、本資料に基づきまして、10月3日に開会されました議会運営委員会の陳情審査の概要について報告を行います。

まず初めに、陳情第 35 号、政党・政治家・議員による災害救援募金活動のルール化を求める陳情ですが、陳情の概要としましては、大規模災害時における政党・政治家・議員の募金活動について、共通ルールを設けることを求めるという内容です。議論の結果、不採択にすべきとの意見も出ましたが、大方の委員から継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果継続審査とすることに決定しました。

続きまして、陳情第 43 号、陳情等の区議会 HP 上での公開を求める陳情、陳情第 11 号、陳情等の区議会ホームページ上での公開を求める陳情についてです。現在、板橋区議会では、受理した請願・陳情について、その件名や付託委員会、審査結果等を区議会ホームページ上で公開しています。本陳情の概要としましては、個人情報を除く、請願や陳情の内容を区議会ホームページ上で公開することを求めるという内容です。

議論の結果、議会の ICT 化及び情報公開に関する検討部会を別途設置した上で議論を進めていくべきなどの意見が出され、全委員異議無く継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

続きまして、陳情第 32 号、委員会のインターネット中継を求める陳情についてです。現在、板橋区議会では、本会議や予算・決算に関する特別委員会について、区議会ホームページ上でインターネット中継を行っています。本陳情の概要としましては、常任委員会および議会運営委員会についてもインターネット中継を求めるという内容です。

議論の結果、先ほどの陳情と同様に議会の ICT 化及び情報公開に関する検討部会において議論を進めていくべきなどの意見が出され、全委員異議無く継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

最後に、陳情第 33 号、板橋区議会議員の政務活動費の収支報告書に加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」を板橋区議会のホームページで公開することを求める陳情についてです。現在、板橋区議会では、政務活動費の収支報告書のみを、区議会ホームページ上で公開を行っています。本陳情の概要としましては、これに加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」の公開を求めるという内容です。

議論の結果、先ほどの陳情と同様に議会の ICT 化及び情報公開に関する検討部会での議論を進めていくべきなどの意見が出され、全委員異議無く継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

(7) 特別委員会について

- ・坂本あずまお実行委員長より特別委員会の建議理由については説明が述べられ、各委員長の紹介が行われた。(ここで10分程、来場者が質問用紙を記入する時間を取った後、質問用紙を回収した)



(写真は当日のようす)

Ⅲ 質疑応答

質疑応答は、参加者が質問用紙に記入し、各委員会に振り分け、委員長等が回答する形で行われた。本報告書では、質問、回答は要旨で報告する。(質問数 企画総務 4、区民環境 5、健康福祉 1、都市建設 6、文教児童 3、議会運営 7、子ども家庭支援 1)

○小学生からの質問があり、閉会時間が 20 時 30 分と遅い時間なので先に意見の紹介を行った。

Q. 文教児童議案第 90 号の否決の理由があまり伝わりませんでした。(意見の紹介なので、答えは特になし)

Q. 僕は小学 6 年生です。勉強のために来ました。僕も 1 か月前に陳情を出しました。5 項目出して、4 項目が採択、1 項目が継続審査でした。僕はうれしかったけれど、すごいのか、あまりわかりませんでした。だけど議会報告会に来たら、反対意見がないのに継続審査でした。

A. この陳情は第 4 回定例会へ提出された陳情であり、今報告会では扱わないとなっているため答えることができません。

○企画総務委員会へ

Q. 今年 9 月 27 日陳情第 56 号はいったん保留と聞きましたが昨年 12 月 17 日千葉市議会は同じ性質の決議を全会一致で採決したこと、また 9 月 27 日以降、香港の動向をふまえ審査の進捗や方向性についてお聞きしたいです。またインターネットで陳情が公開されていないため本陳情をご紹介していただけないか。

A. 本陳情の趣旨は、香港政府は逃亡犯条例の改正案を正式に撤回すると発表しましたが、これは香港市民が要求するうちの一つでしかなく、他の要求は受け入れられていない。また香港が 1997 年に英国から返還された際に、50 年間は 1 国 2 制度を維持し言論の自由等が保証されているが中国政府はこの約束を反故にしている。日本政府は早急に米国英国等と連携し香港の自由と民主主義を守る国際世論の形成に尽力し、中国による覇権主義を抑制するため意見書を日本政府に提出することを求める内容となっている。

このことに関しまして委員の中から協議会の開催の提案があり(協議会というのは、陳情が審議に値するかどうかを協議するもの。非公開。)結論として、本陳情につきましては香港や中国の内政に関する内容であり、本委員会が採択不採択の態度表明を行うことには馴染まないことから結果を保留することに全会一致で決定した。保留ということは、これ以上審議を続けることは難しいということで、審議はしないということになる。よって審査の進捗や方向性に関しましては保留ということで一切進んでいないということになる。

Q. 先日の台風の時桜川地区では桜川中学校が避難所に指定されましたが同中学校はハザードマップで浸水域とされているので水害時の避難所として妥当ではなかったのではないのでしょうか

A. ハザードマップで浸水域とされていることについて確認のうえ答える。今ここには詳細に判断する材料がないので、後程。

後日回答

板橋区地域防災計画（風水害編）では、指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定することとしています。ハザードマップでは、桜川中学校は想定浸水深が 20cm から 50cm の場所に立地していますが、これら様々な要因を考慮し、風水害時でも支障なく避難所運営ができるものとして避難所として指定がされています。ただし、今後、想定浸水深が変更となった場合には、区において避難所の指定を検討します。

Q. 今年台風 19 号関東上陸の経験は災害対応の必要性を痛感させられました。これまでの対応は大地震を前提にしたものが中心だったと思いますが、気候変動の進捗を考えると水害対応も緊急の課題だと思いました。また私の認識では災害対策は板橋区行政が主管するものではありませんが、地域の町会自治会も運用に深く関与しています。防災対策について区議会の責任と役割は何なのか、またどのような議論や活動をされているのか教えていただきたい

A. まず高齢者対応をどのようにしていくのか、また福祉避難所をどのように活用していくのか、またペットを今回避難所に同行する方が多くいらして、飼育場所の選定といったこと、また校庭に水が溜まったのでバリアフリーの観点など、こうした教訓を議会の中で議論をしている最中。またタイムラインの新しい策定なども進められている。

Q. 都民税区民税(住民税)を減税してほしい

A. 都民税は東京都の管轄、税率は国が決めるので答えるのは難しいが、そこも踏まえて考えていきたい。

○区民環境委員会へ

Q. 区内全域でのたばこの路上等の禁煙条例化はできないのか。お隣の北区では既に条例化されている。路上での受動喫煙防止、ポイ捨てによる道路の景観問題がある。禁煙は世の中の趨勢である。

Q. 区の受動喫煙について、どのように対処しているのか

Q. 受動喫煙についてうかがいます。東京オリンピックパラリンピックの開催が近づいていますが区内では路上喫煙、たばこのポイ捨てがやむ気配がありません。スポーツの祭典に合わせて受動喫煙の危険性を今まで以上にアピールしていただきたい。化学物質過敏症の人たちは受動喫煙により体調を崩して

寝込むほどの症状を起こしています。ご検討のほどよろしく申し上げます。

A. 受動喫煙に関する質問なのでまとめて答える。板橋区では、路上喫煙全面禁止にはなっていない。東京都の条例に従って、受動喫煙防止できるような方向性にしていく。

Q. 選択的夫婦別姓を国に対して審議をしてほしいという意見書が採択されました。この意見書がどう
いうものだったのか

A. いま手元に意見書がないので、ホームページ等で確認してほしい。

(板橋区議会、意見書のページから見ることができます。

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/100/100226.html)

Q. 昨年8月に、第三回定例会ではないのですが、区民集会所の増設を求める陳情書が採択をされ、執
行機関に送付することになっています。しかしながら本日現在に至るまで当件の進捗状況や結果につい
て回答はありません。議会としてあるいは地域振興課から陳情者への説明報告はあつてしかるべきと思
います。いかがでしょうか

A. 本報告会では答えることができないが、何らかの形で報告できるようにしたい。

○健康福祉委員会へ

Q. 「板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」の素案について、どのような意見や議決報告があつ
たか？また、SDGs との取り組みと連携していく方針であるか？

A. 配布資料 19 ページの 1 番に関してのご質問を頂いた。こちらは「報告事項」になるので議決結果と
いうものはない。SDGs との取り組みについては、地域ネットワークの強化とか、子ども・若者への支
援、ということを進めていくとう報告があつた。

なお、意見として「いじめや自殺を体験された方からの共通のサインというものがある。ご本人からサ
インとなった事柄を聞くことでその後の活動の糧になると思う」というご意見を頂いた。

○都市建設委員会へ

Q. 羽田空港の機能強化において都心を低空飛行する新ルート計画について国交省は住民の納得をもつ
て進んでいると言つて 3 月 29 日より実施すると公表したが、板橋区において板橋区議会は住民が納得
していると思つているのか。

A. 反対や不安の声も頂いているので納得されていない方もいるだろうし、そもそも知らないという声
も頂いている。板橋区としては騒音と航空機からの落下物の問題があると認識している。騒音に関して
は羽田空港の空港国際着陸料金を値上げしてその分を低騒音機に国として導入していくことで騒音を
低くすることを計っているほか、板橋区内にも一か所、赤塚で騒音測定局を設置してどれくらいの騒音

になるかということホームページ上で公表をしていくことになっている。

Q. 「2月より乗客を乗せて新ルート飛ばす計画について板橋区議会はどう考えているか。区民の生命、命の安全を最優先に、この問題を率先してほしい。何か起きてからでは取り返しがつかないので。」

A. 安全性に対しては世界に類を見ないほどの安心基準だといわれているが、万が一、落下物があった場合の補償制度、また、すみやかな被害救済のための補償費立替制度、見舞金制度も運用が開始されている。

Q. 「飛行機が板橋上空を通ることに対して、区として区民への話を聞く機会は持つのか」

A. 区民の皆様への話を聞く機会は持つのか、ということに対しては板橋区として国にこれまでも、またこれからも説明会をしてください、という要望を引き続きしている。パネル展示型、それから今日のような教室型と言われる二つについてこれからも要望をしている。また、来年1月中旬に、板橋区内で3日間、住民説明会も開催することが決定しているので、そういった場で区民の皆様のお伺いをしていく機会を設けている。

Q. 東上線立体に対することで30年も必要な理由は

A. 今後のスケジュールに関することと思いき、それに対してお答えをさせて頂く。令和13年に東上線立体化が工事完了するというような予定で進んでいる。

Q. 高島平グランドデザインとUR団地建替えの関連はどうなっているのか、また、区とURがお互いに相手の状況をみているというように言っているがどうなのか、UDCTakとはどのような性格のものか

A. 高島平団地が竣工から50年が経ち基盤整備も老朽化していくことで将来的に発生するであろう問題も予測しながら持続的な発展をする地域として大きな転換が必要となっていく、その全体的な枠組みを高島平グランドデザインという。

高島平団地建替えに関してはURの問題なので区が全部決められることではないが、旧高島第7小跡地をひとつ種地として、そこに機能を置き換えながらURの団地全体を建て替えていくという話も出ている。ただ、はっきりしたことはまだ決まっていないのが現状。

また、UDCTakとは、アーバンデザインセンター高島平というものであるが、専門家が主導し、そのもとで「民・学・公」の多様な主体が連携してまちの将来像を描き、実現するまちづくりのプラットフォームである。学識経験者と、それから公共、あとは民間が一緒になってこれからのまちをデザインしていく、といったものがUDCTakと呼ばれるものである。

Q.コミュニティバスの運行について、運行に伴うお金はどれくらいかかるのか

A. 今回陳情頂いているコミュニティバスに関しては、まだどのくらいの予算がかかるかといったような具体的なものではない。そもそも委員会の中でも、コミュニティバスのかたちが、果たして一番合理的なのか、タクシーなども使ったやり方もあるのではないかと、というような意見も出ていて、予算を組んでいるような状態ではないので、まだ運行に伴うお金というところでは出ていないところがある。

○文教児童委員会へ

Q. 私立高校無償化の基準を引き上げて欲しい。

Q. 学校の先生が長期で休む場合はどうなるのか？自習と聞いている。北区は臨時の先生が来るのに。

Q. 児童館を旧保健所の後に建設してほしい。色々な遊びができて楽しいと思います。

A. 本報告会で扱う範囲外となるので、答えられません。ご意見として受け止めさせていただきます。

○議会運営委員会へ

Q. 僕は議会をいかしてレッドムーン役に立てばと思いました。先日、NHKで陳情の審議をしているところを見ましたがその見物をできるのですか。皆区民などに子供にも陳情などを出す権利もあることを伝えてほしい

A. どなたでも議会を傍聴することができます。陳情を出す権利について、開かれた区議会として様々な方法を用いて伝えていく。

Q. 議長や副議長の交代期間はどれくらいですか

A. 議長副議長の1回の任期は2年間、議員の任期は4年なのでその間に2年ごとに代わる。

Q. いたばし区議会だよりを拝読しました。審議の大半が区長提出議案による条例、請願、陳情にあてられており、議員提出議案の条例の審議は1件にとどまっております。区議会議員はもともと身近は代表者なので区民の声が直接反映できる条例を議員提案としてより多く出していただきたいのですが、区議会として議員提案の条例を出しやすくできるような環境作りは何か取り組んでいますか

A. 議員提案の条例は定例会の告示前までに出せば、いつでも出すことができます。

Q. 国や都に委ねるばかりで板橋区として地域課題を進んで解決しようとする主体的な姿勢が足りない。自治能力が低いのではないかと。板橋区議会には地域に住み暮らす区民の生活に目を向け、声に耳を傾け、それにある地域課題を見出し区民の生活がより豊かになり良質になる策を考えるべきではないでしょうか

A. 議会に対する要望として受け止める。

Q. 議長の挨拶の中で会派所属議員の議員数の紹介の中で板橋区議会自由民主党議員団が 16 名と話されました。資料 1 議会だより 5 ページ②わたしたちの区議会、18 ページでは 17 名となっています。無所属議員は 2 名と話されていましたが資料では 1 名です。移動議員名を紹介してください

A. 自民党の高山しんご議員が本人の申し出により会派を離脱いたしましたので、無所属となり今現在 2 名となっている。

Q. 第 2 回目で議長は交通費と車の送り迎えがあり、とのことであつたがその結果は。

A. 交通費は出ていない。費用弁償の支給がある。議長が公用車を利用することに関する規定は特に設けられていないが、議長には区議会の会議のほか、議長の公務として出席する会議、行事等が年間相当数あり、議長の効率的な公務執行と移動時間の安全確保のため、自宅および会議等の開催会場への送迎は公用車を利用している。費用弁償は地方自治法で職務を遂行するに要する費用を弁償する、と規定されている。区議会では地方自治法の趣旨に基づいて板橋区議会議員報酬および費用弁償等に関する条例 7 条 3 項で、本会議、常任委員会および特別委員会に出席したとき等の準備連絡調整および移動等にかかる経費を含め 1 日につき 3 千円の費用弁償を支給となっている。費用弁償は単に交通費の支給のみでなく、準備や連絡調整に要する経費を含めて支給されており、公用車を利用する議長もこの費用が支給されている。

Q. 陳情第 33 号について、目黒区では領収書まで公開していませんが会計帳簿と支出内訳を公開しております。このような目黒区と同様の方向であれば実現可能性は高くなりますか

A. 議会運営委員会で議論している最中で、ICT 化および情報公開検討部会というものを立ち上げた。部会でその内容を審議しているところ。議員報酬についての質問があつたが、報告会の内容とはかけ離れているので、この質問をされた方は必要であれば後程私に声をかけて欲しい。

○子ども家庭支援調査特別委員会へ

Q. 親の調査、その子の親のサポートはどうなっているのか？委員長はなぜ女性でないのか？委員に女性は何名か？

A. 親の支援も委員会の調査範疇となっている。委員もその質問をし、所管から答弁が出ている。私が女性でなくて申し訳ないが、委員会の委員長は各会派で話し合つてポストをどう取るか決めている。民主クラブに女性がないのでこうなってしまった。委員に女性は 4 名いる。

IV 閉会の挨拶

- ・大田ひろし副議長より、本報告会に参加して頂いた方々への謝辞が述べられた。次回開催は、令和2年5月15日、本庁舎11階第一委員会室で開催予定であることが述べられた。



(写真は当日のようす)

V アンケート集計結果

令和元年度 第6回板橋区議会報告会アンケート結果

アンケート協力者 53名

Q1 住所

① 区内 29名

板橋	2
大谷口北町	1
大山町	2
大山東町	1
小茂根	1
栄町	1
坂下	1
桜川	1
高島平	1
徳丸	1
清水町	2
中板橋	2
仲宿	1
中丸町	1
成増	1
蓮根	1
蓮沼町	1
東山町	1
富士見町	1
前野町	2
三園	1
本町	1
四葉	1
大和町	1
区内町記入無し	22

② 区外 2名

Q2 性別

① 男 40名

② 女 12名

Q 9 質疑応答の方法について

- | | |
|-------------|-----|
| ① 分かりやすかった | 19名 |
| ② どちらともいえない | 12名 |
| ③ 分かりにくかった | 9名 |

Q 10 所要時間について

- | | |
|------------|-----|
| ① 長かった | 1名 |
| ② ちょうど良かった | 36名 |
| ③ 短かった | 5名 |

Q 11 議会報告会全体の評価について

- | | |
|-------------|-----|
| ① 評価する | 24名 |
| ② どちらともいえない | 9名 |
| ③ 評価しない | 4名 |

Q 12 次回の開催場所の希望について (複数回答あり)

- | | |
|------------|-----|
| ① グリーンホール | 31名 |
| ② 文化会館 | 8名 |
| ③ アクトホール | 1名 |
| ④ 高島平区民ホール | 2名 |
| ⑤ 区役所 | 8名 |
| ⑥ その他 | 3名 |

Q 13 議会報告会の参加回数について

- | | |
|-------|-----|
| ① 1回目 | 27名 |
| ② 2回目 | 6名 |
| ④ 3回目 | 8名 |
| ⑤ 4回目 | 1名 |
| ⑥ 5回目 | 4名 |

議会報告会へのご意見やご要望、または感想など

- 特別委員会の報告も行ってほしい。
- もっと区民と議員さんが直接対話する方式にしてください。
- プレートに書いてある議員の名前が、細くて見えづらい。
- 報告が一方的。結論にいたった背景なども、丁寧に説明してほしい。
- 継続審議となった陳情が、どうなったかわからない。審議されているかどうかも伝わってこない。
- 聴くひとの立場にたって報告会とはなっていない。
- 資料を割愛しすぎている。
- 性別欄の記入は、男女の2つだけでは不適當。(2件)
- 資料を事前に公開してほしい。質疑にもっと時間を使えるようにするため。
- 区民と議員のグループディスカッションなど、いまの仕組みを変える企画を。
- 委員会をネット公開してほしい。ヤジも議事録に残すべき。
- 議会報告会は年1回しか行われぬのに、第三回定例会から11月の閉会中委員会までしか行われぬのはおかしい。
- 様々な地域で開催してほしい。
- 子どもたちも参加していたので、土日の開催、日曜の日中の開催も。
- 採択の結果について、行政が実施したかどうか報告すべき。行政が実施されて、完結したといえるのではないか。
- 全体的に説明不足の点が多い。
- 区議が本当に全員いるかどうかかわからない。
- 眠そうにしている議員がいた。

VI 添付資料（当日配付資料）

第6回 板橋区 議会報告会 次第

日 時：令和元年12月18日（水）
時 間：18時30分～20時30分
場 所：グリーンホール1階ホール

司会進行：坂本あずまお 議会報告会実行委員長

- 1 開会にあたって（趣旨説明）【坂本あずまお実行委員長】
- 2 開会のあいさつ・議会の構成紹介【元山芳行議長】
- 3 平成30年度決算調査内容の報告
【成島ゆかり決算調査特別委員会委員長】
- 4 各委員会の報告（令和元年第3回定例会から11月閉会中委員会）
 - （1）企画総務委員会【中村とらあき委員長】
 - （2）区民環境委員会【荒川なお委員長】
 - （3）健康福祉委員会【しば佳代子委員長】
 - （4）都市建設委員会【間中りんぺい委員長】
 - （5）文教児童委員会【高沢一基委員長】
 - （6）議会運営委員会【安井一郎委員長】
 - （7）各特別委員会 【坂本あずまお実行委員長】
- 5 休憩、質問・意見用紙の回収
- 6 質疑応答
- 7 閉会のあいさつ【大田ひろし副議長】

第6回板橋区議会報告会にご参加のみなさまへ ～お願い～

第6回板橋区議会報告会にご参加いただきありがとうございます。
ご参加いただきましたみなさまに、あらかじめお願いしたいこと
があり、お知らせいたします。

なにとぞご理解、またご協力を賜りますようお願いいたします。

報告会での質疑と回答についてのルール

- ・ 質疑は報告会で報告した内容に限ります。
- ・ 質問・意見等については、配布してあります質問・意見用紙に記入して頂くようお願いいたします。質問・意見用紙は休憩時間終了後に係員が回収しますので順次記入をお願いします。
- ・ 質問・意見等は質問用紙1枚につき1つのみとなります。
- ・ *質問・意見用紙が足りない場合は係員にお声がけください。
- ・ 質問・意見等については簡潔をお願いいたします。
- ・ 質問内容、時間等の都合で、質問に回答できない場合は後日ホームページで回答させていただく場合があります。

傍聴・撮影等についてのお願い

- ・ 写真撮影・ビデオ撮影については運営に支障がない範囲でお願いいたします。
- ・ また主催者側で写真撮影等を行います。支障のある方は、その旨表示のある席にお座りいただきますようお願いいたします。
- ・ 私語や報告会の妨げとなるような発言・行為はご遠慮願います。
- ・ 委員長の指示に従っていただけない場合には、退場になる場合があります。
- ・ 同封してありますアンケートへの回答にご協力をお願いいたします。アンケート回収箱を用意してありますので、お帰りの際にご提出ください。

令和元年12月18日 板橋区議会

よくある質問集 (FAQ)

Q. 区議会の本会議及び委員会について

A. 全議員で構成する議会の会議を「本会議」といいます。本会議では、区政に関する代表質問や一般質問が行われ、また、区議会の意思の最終決定を行います。

また、区議会で取り扱う事柄は数も多く内容も広い分野にわたるため、専門的・効率的に審査や調査を行うための議会内部の機関として「委員会」を設けています。現在、委員会は5つの常任委員会、4つの特別委員会及び議会運営委員会が設置されています。

◆「わたしたちの区議会」9～11頁参照

Q. 委員長の決め方及び任期について

A. 委員会には原則1人ずつ委員長及び副委員長を置くこととされています。

委員長及び副委員長は各委員会において互選するとされており、任期は委員の任期と同じとされています。なお、常任委員会の委員の任期は1年です。

Q. 板橋区議会への請願、陳情の提出方法及び取り扱いについて

A. 「請願」「陳情」は、みなさまが区政等に関する意見や要望を議会に対して述べる制度で、どなたでも提出することができます。必要事項を記入の上、板橋区議会事務局の窓口にご提出ください。郵送での提出も可能ですが、内容等の確認でご連絡させていただくこともございますので、連絡先もご記入ください。

なお、係争中または調停中のもの、また、特定の個人、団体等を誹謗・中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがあると思われるものなど、内容的に議会における審査になじまないものについて、例外的な取り扱いとして、議会での審査を除外する基準を設けています。

◆「わたしたちの区議会」7頁、8頁参照

Q. 本会議及び委員会の傍聴方法について

A. 本会議及び委員会は、どなたでも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、会議開催日に区役所10階の区議会事務局にお越しください。簡単な手続きをさせていただいた後、区職員が傍聴席にご案内いたします。なお、特段、お持ちいただくものではありません。

また、板橋区議会では開かれた議会を実現するため、傍聴を援助するための託

児（一時保育）や手話通訳を実施しています。ご希望の方は、事前に区議会事務局（3579-2703）までご連絡ください。

◆「わたしたちの区議会」15頁参照

Q. 会派について

A. 所属政党が同じであったり、同じ意見や考えをもっていたりする議員が、区議会における活動を共にしようとして作るグループのことを会派と呼びます。

◆「わたしたちの区議会」3頁参照

Q. 板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償の額について

A. 基本的な議員報酬は月額60万円です。

その他、議長91万円、副議長78万2千円、委員長64万5千円、副委員長62万円と、役職に応じ報酬月額が条例で定められています。

また、議員が本会議や委員会に出席したときは、費用弁償として1日につき3千円が支給されています。

Q. 議員の政務活動費について

A. 議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部が政務活動費として交付されています。交付額は議員1人につき月額18万円です。

議員は、年度終了後に政務活動費にかかる収支報告書を作成し、領収書等の証拠書類とあわせて区に提出することになっており、収支報告書は区議会ホームページにて公開しています。なお、残金がある場合は区に返還をしています。

また毎年、政務活動費のあり方検討部会において使途基準等の見直しを行っています。

Q. 議員の産休及び育休制度について

A. 労働基準法で規定されている産休や育休制度は、議員にはありません。

地方公務員法では、地方議員は「非常勤特別職」という扱いになっており、区議会議員は労働基準法の適用外となります。

ただし、板橋区議会では平成27年に会議規則を一部改正し、「出産その他の事由」により連続して長期にわたり議会を欠席することが認められるようになりました。また、実際に出産のために議会を欠席した議員もいます。

なお、1年を超えて本会議及び委員会を欠席したときは、議員報酬を20%減額することが条例で規定されています。

企画総務委員会報告（報告者：中村とらあき 委員長）

◆報告項目

No.	件名	概要	意見	議決の結果
1	議案第76号 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 議案第77号 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」等、11議案	会計年度任用職員に関する規定の整備等に関連し、各関連議案を一括して審査を行った。同規定の整備は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員の規定を整備するもの。	全員異議なし	全会一致を もって原案 可決
2	陳情第37号 「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情」	小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置、商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置といった東京都の政策であり、都市計画交付金の財源となっている。	全員異議なし	全会一致を もって採択

3	<p>陳情第 51 号 「音楽ホール建設に 関する陳情」</p>	<p>常盤台公園の中央図書館跡地に音楽ホールを建設することを求める陳情</p>	<p>継続と採決との 意見あり</p>	<p>賛成少数で 不採択</p>
4	<p>陳情第 46 号 「公共施設の配置検討 エリアマネジメント についての陳情 (前野ホールの件)」</p>	<p>「いたばし No.1 実現プラン 2021」経営改革計画事業の「公共施設の配置検討」では施設の老朽化やライフサイクルコストなどを考慮し、施設の再編整備について検討を進めることとしている。前野地区周辺施設については令和 3 年度に結論を出すことになっており、エリアマネジメントを推進する観点から、具体的な配置案を検討しているが、同陳情では前野ホールを現地に存続することを要望するものである。</p>	<p>全員異議なく 継続</p>	<p>全会一致で 継続</p>
5	<p>陳情第 49 号 「板橋区の公共施設 再編計画に関する陳 情」</p>	<p>「民間活力の活用」の適否について、対象となる施設の精査、計画の区民への周知徹底と十分な意見聴取・要望の反映、公共施設の整備に際して区内建設・商工等業者に関連事業参画の機会の保障を求める陳情。</p>	<p>閉会中の委員 会にて継続と 採決との意見 あり</p>	<p>賛成少数で 不採択</p>

※令和元年第 3 回定例会及び 11 月閉会中委員会その他の議題は、別紙運営次第のとおりです。

企画総務委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 陳情審査

＜政策経営部関係＞

陳情第46号 「公共施設の配置検討(エリアマネジメント)」についての陳情(前野ホールの件)

〃 第49号 板橋区の公共施設再編計画に関する陳情

〃 第51号 音楽ホール建設に関する陳情

＜総務部関係＞

陳情第34号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情

〃 第37号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情

〃 第38号 核兵器禁止条約批准を日本政府に求める区議会意見書採択に関する陳情

〃 第42号 国内法の適用などを内容とする日米地位協定の改定を求める意見書の提出を求める陳情

〃 第56号 日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情

5 議案審査

議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

〃 第77号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

〃 第78号 東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

〃 第79号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

〃 第80号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

〃 第81号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

〃 第82号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

〃 第83号 東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

〃 第84号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

〃 第85号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

〃 第86号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

一括

6 報告事項

(1) 本庁舎周辺公共施設再編方針について

7 閉会宣告

※当日の運営

○陳情第49号を審査する前に、報告事項「本庁舎周辺公共施設再編方針について」を議題とする予定です。

企画総務委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 議案審査

- 一括 { 議案第67号 令和元年度(平成31年度)東京都板橋区一般会計補正予算(第3号)
" 第68号 令和元年度(平成31年度)東京都板橋区国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
" 第69号 令和元年度(平成31年度)東京都板橋区介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

5 報告事項

(1) 特別区競馬組合議会会議結果について

(2) 特別区人事・厚生事務組合議会の活動状況について

- 一括 { (3) 専決処分の報告について(板橋区立板橋第十小学校改築冷暖房換気設備工事請負契約の変更)
(4) 専決処分の報告について(板橋区立板橋第十小学校改築給排水衛生ガス設備工事請負契約の変更)
一括 { (5) 専決処分の報告について(板橋区立上板橋第二中学校統合改築電気設備工事請負契約の変更)
(6) 専決処分の報告について(板橋区立上板橋第二中学校統合改築給排水衛生ガス設備工事請負契約の変更)
(7) 専決処分の報告について(板橋区立上板橋第二中学校統合改築冷暖房換気設備工事請負契約の変更)

(8) 平成30年度決算に基づく東京都板橋区健全化判断比率について

(9) 「いたばしNo.1 実現プラン2018」の実績報告について

(10) 旧高島第七小学校跡地を活用した公共施設の再整備について

(11) 板橋駅前用地(B用地)一体的活用について

(12) 令和元年度行政評価について

(13) 令和2年度 当初予算フレームについて

(14) 板橋区の財務諸表(平成30年度)の概要について

6 調査事件について

総合的な行政計画、財政、契約及び防災等の区政に関する調査の件

7 閉会宣告

令和元年11月5日

企画総務委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 陳情審査

<政策経営部関係>

陳情第46号 「公共施設の配置検討(エリアマネジメント)」についての陳情(前野ホールの件)
(継続審査分 元・9・25 受理)

〃 第49号 板橋区の公共施設再編計画に関する陳情 (継続審査分 元・9・25 受理)

<総務部関係>

陳情第34号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める
意見書の採択を求める陳情 (継続審査分 元・9・25 受理)

〃 第42号 国内法の適用などを内容とする日米地位協定の改定を求める意見書の提出を求める陳情
(継続審査分 元・9・25 受理)

5 所管事項調査

(1) 本庁舎北側公有地の活用について

(2) 板橋区公式ホームページ及び区民の声収集システムのリニューアルについて

(3) 令和元年度 総合教育会議について

(4) 令和元年 特別区人事委員会勧告の概要について

6 閉会宣告

※当日の運営

○陳情第49号を審査する前に、所管事項調査(1)「本庁舎北側公有地の活用について」を議題とする予定です。

区民環境委員会報告（報告者：荒川なお 委員長）

◆報告項目

No.	件名	概要	意見	議決の結果
1	陳情第50号 選択的夫婦別姓について国会で審議を行うこと求める意見書提出を求める陳情	選択的夫婦別姓についての国会での検討が進んでいない状況であることから、板橋区議会として選択的夫婦別姓の審議を求める意見書の提出を求めている。	全員意義なく全会一致で採択された。	採択
2	陳情第27、28号 板橋区役所前駅公衆喫煙所の撤去を求める陳情、及び説明会開催を求める陳情	板橋区役所前駅公衆喫煙所に対して、速やかに現予定地での設置を中止し、撤去することを望まれるものと、それと、この公衆喫煙所の設置の意義と安全性について、近隣事業者及び近隣施設の利用者に対する説明会の開催をすることを求めている。	採択との意見もあったが大方の委員から継続して審査するべきとの意見があった。	継続
3	陳情第5号 清水町集会所の廃止延期を求める陳情	清水町集会所は、公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画において、平成28年度から30年度までの間に廃止することになっていたが、個別整備計画を改定でNo.1プラン2021の公共施設等ベースプランでは、廃止対象として検討・調整・対応となっている。陳情の願意は、改築が必要になる建物の寿命までは廃止を延期し、集会所を維持することを求めている。	採択との意見もあったが大方の委員から継続して審査するべきとの意見があった。	継続

※令和元年第3回定例会及び11月閉会中委員会のその他の議題は、別紙運営次第のとおりです。

区民環境委員会運営次第

- 1 開会宣告
- 2 理事者あいさつ
- 3 署名委員の指名
- 4 陳情審査

<区民文化部関係>

- 陳情第39号 婚外子差別撤廃のための戸籍法改正を国に求める意見書の提出に関する陳情
- 〃 第47号 「公共施設の配置検討（エリアマネジメント）」についての陳情（集会・環境施設の件）
- 〃 第50号 選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する陳情

- 5 議案審査

- 議案第71号 東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例
- 〃 第75号 東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例

- 6 報告事項

- (1) 農業委員会報告について
- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合議会会議結果について
- (3) 公益財団法人板橋区産業振興公社の経営状況について
- (4) 公益財団法人板橋区文化・国際交流財団の経営状況について
- (5) 公益財団法人植村記念財団の経営状況について
- (6) 住民票・個人番号カード等への旧氏（旧姓）記載について
- (7) 2020 板橋 City マラソンの開催概要について
- (8) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた区の動きについて
- (9) 区民環境委員会関係補正予算概要について

- 7 継続審査の申し出について

- 8 調査事件について

地域自治の振興、産業の振興及び環境保全等の区政に関する調査の件

- 9 閉会宣告

※当日の運営について

○議案第71号を審査する前に、報告事項（6）「住民票・個人番号カード等への旧氏（旧姓）記載について」を議題とする予定です。

○（9）「区民環境委員会関係補正予算概要について」は、10月2日の企画総務委員会における関連議案の審査前に報告を受ける必要があるため、進捗状況により先議する場合がございます。

【閉会中継続審査としたもの】

<区民文化部関係>

陳情第 5号 清水町集会所の廃止延期に関する陳情 (継続審査分 元・6・5 受理)

<資源環境部関係>

〃 第27号 板橋区役所前駅公衆喫煙所設置を中止、撤去することを求める陳情
(継続審査分 元・6・5 受理)

〃 第28号 板橋区役所前駅公衆喫煙所設置の説明会に関する陳情
(継続審査分 元・6・5 受理)

区民環境委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 陳情審査

<区民文化部関係>

陳情第 5号 清水町集会所の廃止延期に関する陳情 (継続審査分 元・6・5 受理)

<資源環境部関係>

- 一括 {
- 陳情第 27号 板橋区役所前駅公衆喫煙所設置を中止、撤去することを求める陳情
(継続審査分 元・6・5 受理)
 - 〃 第 28号 板橋区役所前駅公衆喫煙所設置の説明会に関する陳情
(継続審査分 元・6・5 受理)
 - 〃 第 47号 「公共施設の配置検討(エアーマネジメント)」についての陳情(集会・環境施設の件)
(継続審査分 元・9・25 受理)
- 第1項 エコポリスセンター現地存続の件

5 所管事項調査

- (1) 「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」の策定について
- (2) 令和元年度板橋区立エコポリスセンター指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果について
- (3) 公衆喫煙所の移設について

6 閉会宣告

※当日の運営について

○陳情第 27号・第 28号を審査する前に、所管事項調査(3)「公衆喫煙所の移設について」を議題とする予定です。

健康福祉委員会報告（報告者：しば佳代子 委員長）

◆報告項目

No.	件名	概要	意見	議決の結果
1	報告事項 「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」の素案について	平成28年自殺対策基本法改正により、すべての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務づけられました。板橋区においても、地域の実情を踏まえ、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が目指す「誰一人として取り残さない社会」の実現をめざし、「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」を策定する。		
2	陳情第36号 区立福祉園の民営化に関する陳情	NO.1 実現プラン 2021 に、障がい者福祉サービスの充実と効果的・効率的な運営をめざし、区立福祉園の民営化を検討していく項目が発表された。区立福祉園の民営化について検討される経緯を各福祉園利用者家族に対して、早急に説明会の開催を求めらる。	全員異議なく採択	全員賛成をもって採択
3	陳情第10号 板橋区において税金の有効活用となる受動喫煙防止策を講じること	板橋区において税金の有効活用となる受動喫煙防止策を講じること	1 項目には継続との意見と採択との意見、 2 項目には採択との意見と不採択との意見、継続審査との意見があった	1 項目は継続審査 2 項目は不採択

※令和元年第3回定例会及び11月閉会中委員会その他の議題は、別紙運営次第のとおりです。

健康福祉委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 陳情審査

<健康生きがい部関係>

陳情第48号 「公共施設の配置検討（エリアマネジメント）」についての陳情（前野いこいの家の件）

〃 第54号 ギラン・バレー症候群を指定難病として認定するよう求める意見書の陳情

<福祉部関係>

陳情第36号 区立福祉園の民営化に関する陳情

〃 第55号 板橋区立障がい者総合福祉センター（仮称）の設置を求める陳情

5 議案審査

議案第70号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

〃 第89号 東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

6 報告事項

(1) 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議結果について

(2) 「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画2022」の素案について

(3) 健康福祉委員会関係補正予算概要について

7 継続審査の申し出について

8 調査事件について

高齢福祉、保健衛生及び社会福祉等の区政に関する調査の件

9 閉会宣告

※(3)「健康福祉委員会関係補正予算概要について」は、10月2日の企画総務委員会における関連議案の審査前に報告を受ける必要があるため、進捗状況により先議する場合がございます。

令和元年11月5日

健康福祉委員会運営次第

- 1 開会宣告
- 2 理事者あいさつ
- 3 署名委員の指名
- 4 陳情審査

<健康生きがい部関係>

- 陳情第10号 板橋区において税金の有効活用となる受動喫煙防止策を講じることを求める陳情（受動喫煙防止策の件）（継続審査分 元・6・5 受理）
- 〃 第14号 高齢者の補聴器購入費用の補助制度を求める陳情
（継続審査分 元・6・5 受理）
- 〃 第48号 「公共施設の配置検討（エリアマネジメント）」についての陳情（前野いこいの家の件）
（継続審査分 元・9・25 受理）
- 〃 第54号 ギラン・バレー症候群を指定難病として認定するよう求める意見書の陳情
（継続審査分 元・9・25 受理）

<福祉部関係>

- 陳情第55号 板橋区立障がい者総合福祉センター（仮称）の設置を求める陳情
（継続審査分 元・9・25 受理）

- 5 所管事項調査

令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率について（検討案）

- 6 閉会宣告

都市建設委員会報告（報告者：間中りんぺい 委員長）

◆報告項目

No.	件名	概要	意見	議決の結果
1	陳情第41号 「羽田空港の機能強化による増便計画の陳情」	区が以下のことを行うよう要望する 1、新ルートについて納得できない区民がいる事を国に伝える、及び教室型説明会の開催 2、新ルート下に位置する学校、幼稚園・保育園などに説明、周知する 3、新ルート運用の場合、騒音対策として騒音モニタリングと共にデータ公表を国に求める	「区に及ぼす影響を調査した上で区民への十分な調査を行うべき」、「国においても安全面に考慮した計画を進めており、増便に伴う区への来客数増加によって、経済効果も見込まれる」	不採択
2	陳情第3号 「板橋南部地域にコミュニティバスの運行を求める陳情」	板橋南部地域と板橋区役所や文化会館、長寿医療センター、豊島病院などをつなぐコミュニティバスを運行することを要望する。	このような交通不便地域がある事は認識しており、解決されるべき。運行ルートや路線バスとの重複などは課題	継続

3	<p>陳情第15号 「高島平グラウンドデザインに関する陳情」</p>	<p>「旧高7小跡地を含む区有地活用について」及び「高島平緑地の今後の整備方針について」住民説明会の実施を求める</p>	<p>UDCTak と区の連携の成果も可視化が必要、現状を区民に説明し街づくりを進めていく事が望ましい。</p>	採択
4	<p>陳情第16号 「大山駅周辺地区の街づくりに関する陳情」</p>	<p>板橋区画街路第9号線計画の見直しを求める。及び、東武東上線の連続立体交差化事業では「高架方式」ではなく「地下方式」とする事を求める。</p>	<p>大山街づくり総合計画等に基づき検討を進めており適正な計画であり、板橋区都市計画審議会でも了承を得ている。</p>	不採択
5	<p>陳情第21号第6項 「区の主体的な街づくりに関する件」</p>	<p>「連続立体交差化計画」が東京都の事業だからと区は逃げずに、街の将来に責任をもち、大局的な街づくりを求め。</p>	<p>商店街衰退の懸念が払拭されるよう、区としても関係機関と連携しつつ賑わいの維持、発展に取り組む事が期待される。</p>	継続

※令和元年第3回定例会及び11月閉会中委員会のその他の議題は、別紙運営次第のとおりです。

都市建設委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 陳情審査

<都市整備部関係>

- 一括 { 陳情第40号 大山駅周辺地区のまちづくり等に関する陳情
" 第44号 大山駅西地区周辺のまちづくりに関する陳情
" 第45号 大山駅周辺地区のまちづくり等に関する陳情
" 第53号 東武東上線大山駅付近の高架化計画に関する陳情
- 一括 { " 第41号 「羽田空港の機能強化」による増便計画についての陳情
" 第52号 都心低空飛行問題に関する陳情

5 報告事項

- (1) 羽田空港の新飛行経路の運用開始について
(2) 都市建設委員会関係補正予算概要について

6 閉会宣告

※なお、当日の運営は、陳情第41号・第52号を審査する前に「羽田空港の新飛行経路の運用開始について」を議題とする予定です。

「都市建設委員会関係補正予算概要について」は、10月2日の企画総務委員会における関連議案の審査前に報告を受ける必要があるため、進捗状況により先議する場合がございます。

令和元年10月2日

都市建設委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 議案審査

議案第72号 東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

〃 第74号 若木一・二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

5 報告事項

(1) 専決処分の報告について

(区道のインターロッキングブロック舗装の段差による転倒事故に係る示談処理)

(2) 専決処分の報告について

(公園内における転倒事故に係る示談処理)

(3) シェアサイクルの実施について

(4) 高齢者等による車両事故への対応について (中間報告)

6 継続審査の申し出について

7 調査事件について

都市計画及び都市基盤整備等の区政に関する調査の件

8 閉会宣告

【閉会中継続審査としたもの】

<都市整備部関係>

陳情第 3号 板橋南部地域にコミュニティバスの運行を求める陳情

(継続審査分 元・6・5受理)

〃 第15号 高島平グランドデザインに関する陳情 (継続審査分 元・6・5受理)

都市建設委員会運営次第

- 1 開会宣告
- 2 理事者あいさつ
- 3 署名委員の指名
- 4 陳情審査

<都市整備部関係>

陳情第 3号 板橋南部地域にコミュニティバスの運行を求める陳情
(継続審査分 元・6・5 受理)

” 第15号 高島平グランドデザインに関する陳情 (継続審査分 元・6・5 受理)

” 第20号 板橋区画街路第9号線に関する陳情 (継続審査分 元・6・5 受理)
第4項 住民等合意の件

” 第21号 大山駅周辺地区のまちづくり等に関する陳情 (継続審査分 元・6・5 受理)
第6項 区の主体的なまちづくりの件

” 第44号 大山駅西地区周辺のみちづくりに関する陳情 (継続審査分 元・9・25 受理)
第1項 横断的組織構築の件
第3項 商店街とクロスポイント地区との連携の件
第4項 都へのピッコロ地区有効活用要請の件
第5項 地域コミュニティ活性化施設整備の件
第6項 都への地元要望働きかけの件

” 第53号 東武東上線大山駅付近の高架化計画に関する陳情 (継続審査分 元・9・25 受理)
第2項 高架化説明会開催要望の件

一括

5 所管事項に関する調査

高島平緑地ほか区立公園の管理運営等に係る民間活力可能性調査及び導入支援委託について

6 閉会宣告

文教児童委員会報告（報告者：高沢一基 委員長）

◆報告項目

No.	件名	概要	意見	議決の結果
1	議案第73号 東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例	区立大山西町保育園を民営化するために、条例の別表第一「大山西町保育園」の項を削る。	賛成と反対の意見あり	賛成多数をもって原案可決
2	議案第87号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第88号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（一括）	法改正を受けて、期末手当等の支給について、成年被後見人及び被保佐人の規定を削除。法改正による規定改正により、臨時的任用職員の特別休暇の規定を整備。	全員異議なく賛成	全会一致で原案可決
3	議案第90号 東京都板橋区高校生等の医療費助成条例	児童福祉の増進を図るため、高校生等に係る医療費を助成する議員提案。	賛成と反対の意見あり	賛成少数をもって否決

※令和元年第3回定例会及び11月閉会中委員会その他の議題は、別紙運営次第のとおりです。

文教児童委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 議案審査

議案第73号 東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例

- 一 括 { " 第87号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
" 第88号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
" 第90号 東京都板橋区高校生等の医療費助成条例

5 報告事項

- (1) 専決処分の報告について（区立小茂根図書館敷地内の通路で発生した事故に係る示談処理）
- (2) 教育委員会の動きについて
- (3) いじめの重大事態に係る調査経過について
- (4) 文教児童委員会関係補正予算概要について

6 調査事件について

児童福祉、学校教育及び生涯学習等の区政に関する調査の件

7 閉会宣告

※（４）「文教児童委員会関係補正予算概要について」は、10月2日の企画総務委員会における関連議案の審査前に報告を受ける必要があるため、進捗状況により先議する場合がございます。

令和元年11月11日

文教児童委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 所管事項調査

(1) 「いたばし子ども未来応援宣言 2025」第2編「子ども・子育て支援事業計画」編
第2期（素案）について

(2) 教育委員会の動きについて

(3) 令和元年 特別区人事委員会勧告の概要について

5 閉会宣告

議会運営委員会報告（報告者：安井一郎 委員長）

◆報告項目

No.	件名	概要	意見	議決の結果
1	陳情第35号 政党・政治家・議員による災害救援募金活動のルール化を求める陳情	地震・津波、風水害などの大規模災害時において、政党・政治家・議員らが自立的に行う被災地（者）救援目的の募金活動について、政治活動、選挙活動のための宣伝と混同されることがなく、公正性、公平性を保つたため、各政党・政治家・議員の間に共通するルールを設けることを求める陳情	不採択とすべきとの意見もあったが、大方の委員から継続して審査すべきとの意見があった	継続審査
2	陳情第43号 陳情等の区議会HP上での公開を求める陳情 陳情第11号 陳情等の区議会ホームページ上での公開を求める陳情	陳情第43号 審査対象となりがち私人間の紛争に関するものでない陳情および請願を陳情者および請願者の氏名、住所などの個人情報を除き、またホームページ公開の可否を陳情者等に確認したうえで区議会のホームページ上に公開することを求める陳情 陳情第11号 審査対象となった陳情や請願の内容を提出者の個人情報を除き区議会ホームページ上で公開することを求める陳情	全員異議なく継続して審査すべきとの意見があった	継続審査

3	<p>陳情第32号 委員会のインターネット 中継を求める陳情</p>	<p>常任委員会および議会議事運営委員会のインターネット 中継を求める陳情</p>	<p>全員異議なく継続して審査すべきとの意見があった</p>	<p>継続審査</p>
4	<p>陳情第33号 板橋区議会議員の政務活動費の収支報告書に加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」を板橋区議会議会のホームページで公開することを求める陳情</p>	<p>板橋区議会議員の政務活動費の「収支報告書」に加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」を板橋区議会議会のホームページで公開することを求める陳情</p>	<p>全員異議なく継続して審査すべきとの意見があった</p>	<p>継続審査</p>

※令和元年第3回定例会のその他の議題は、別紙運営次第のとおりです。

令和元年9月13日

議会運営委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 報告事項

人事案件について (資料1)

5 議 題

(1) 第3回定例会の提出案件について (資料2)

(2) 提出案件の付託委員会について (資料3)

(3) 陳情の付託委員会について (資料4)

(4) 本会議第1日及び第2日の運営について (資料5)

(5) 第3回定例会の日程変更について (資料6)

(6) 第6回議会報告会実行委員会における決定事項の報告について (資料7)

(7) 令和2年度板橋区議会報告会について (資料8)

(8) 令和元年度議員安否確認訓練の実施結果について (資料9)

(9) 10月3日の議会運営委員会で審議する諮問事項について (資料10)

6 閉会宣告

令和元年10月10日

議 会 運 営 委 員 会 運 営 次 第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 議 題

本会議第3日の運営について

(資料1)

5 閉会宣告

令和元年10月28日

議会運営委員会運営次第

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 署名委員の指名

4 議 題

- (1) 本会議第4日の運営について (資料1)
- (2) 議会のICT化及び情報公開検討部会の構成員について (資料2)
- (3) (仮称)板橋区議会災害対応ガイドライン【素案】について (資料3)

5 調査事件について

6 閉会宣告

東武東上線連続立体化調査特別委員会

東武東上線は、沿線の広い範囲にわたり、通勤・通学などの区民の足として重要な役割を果たしている。しかし、区内にある36か所の踏切のほとんどが、ピーク時1時間当たりの遮断時間が40分以上のいわゆる「開かずの踏切」であり、これらの踏切は、交通渋滞の発生や踏切事故の危険性、市街地の分断など、まちの魅力低下の一因となっている。東京都は、平成16年に「踏切対策基本方針」を策定し、この方針の中で都内の20区間を鉄道立体化の検討対象区間とし、区内では大山駅付近、ときわ台駅から上板橋駅付近の2区間を検討対象区間に位置づけた。また、大山駅付近については、平成30年12月に大山駅付近の連続立体交差化計画等の都市計画案の説明会が開催されるなど、都市計画案につまましてはさまざまな議論が行われている。

板橋区議会も東武東上線における大山駅付近の立体化の早期実現と、大山駅付近以外の区間も含めた連続立体化の実現、東上線沿線の安全対策の推進を目指し、平成29年5月に東武東上線連続立体化・沿線安全対策調査特別委員会を設置し、調査を進めてきた。しかしながら、大山駅付近に関しては、立体化に向けた取組みが始まったものの、板橋区の悲願である東武東上線の区内全線立体化については、ときわ台駅から上板橋駅区間が検討対象区間に位置づけられているとはいえ、事業化の見通しは立っていない。また、上板橋駅以降の区間の立体化に関しては、区は長期的な視点で全線の立体化を目指すとしているものの、何の位置づけもなされていない。

毎年発生している踏切事故を防止し、地域分断の解消を進める上でも、現在立体化に向けて動き出している大山駅付近以外の区内全線立体化に向けた検討を行い、将来に向けた確実な歩みを進めることが必要である。また、一方で全線立体化には長い年月を要することも事実である。立体化実現までの間における踏切構造の改良や立体横断施設の設置など、より一層安全対策も求められている。

議会としては、東武東上線の区内全線立体化の実現を目指した課題を調査し、将来の板橋区の安全性向上・地域分断の解消に向けた議論を行うとともに、立体化実現までの間における踏切の安全対策を推進し、区民・利用者の安心・安全を目指した調査を行う必要がある。

健康長寿社会調査特別委員会

日本は、諸外国に類を見ないスピードで高齢化が進行しており、平成29年10月1日時点で、総人口に占める65歳以上の人口の割合である高齢化率は27.7%で、4人に1人が高齢者という時代を迎えている。今後団塊の世代が後期高齢者となる2025年の高齢化率は30.3%に達し、団塊ジュニアが高齢者となる2040年には36.1%に達すると予測されている。高齢化のピークを迎えると予測される2040年には、医療・介護ニーズの高まりによる社会保障費の増大や、さまざまな分野での労働力や担い手の不足、高齢世代の孤立化や都市の空洞化などの問題が発生すると言われており、その対策が必要となる。

区においては、令和元年5月1日現在の高齢化率が24.0%であり、「板橋区人口ビジョン」では、2025年の高齢化率が23.7%、2040年には27.8%と予測している。区は、「板橋区基本計画2025」の基本政策の1つとして「豊かな健康長寿社会」を掲げており、2025年のあるべき姿として、「高齢者が豊富な知識や経験を生かしながらか活躍しているとともに、高齢者を生かすまちづくりによって、地域課題の解決や高齢者自身の健康増進を促し、豊かさを実感できる社会」として示している。

来る2040年問題を見据えつつ、このような社会を実現していくためには、健康寿命を延伸し、元気高齢者を増加させながらも、高齢者が生きがいを感じ、地域社会やさまざまな分野における担い手となるよう、就労の機会の創出及び拡大に関する支援や、社会参加・活動に対する支援をより一層充実させていく必要がある。さらに、高齢者の生きがいや健康づくり、生活の利便性にも配慮された、高齢者にも住みよいまちづくりを進めていく必要がある。

議会としては、高齢者が生き生きとして、豊富な知識や経験を生かしながら、健康でアクティブに生涯にわたり活躍していくための方策やまちづくりの方向性について調査を行う必要がある。

災害対策調査特別委員会

平成23年に発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらした。その後も平成26年の広島市土砂災害や平成28年の熊本地震など、自然災害が相次いでおり、平成30年9月には北海道胆振東部地震や7月の西日本豪雨、9月の台風24号の発生など、全国各地をさまざまな災害が襲っており、その規模や頻度も高まっている。今なお被災地においては復興の取組みが進められているところであり、被災者の生活再建やまちの再生などの課題が多く残っているのが現状である。

本区においても、近い将来に高い確率での発生が指摘されている首都直下地震、また、各地で猛威をふるった豪雨や台風などの風水害の不安から、区民の防災に対する意識は高まっており、災害に強く安心で安全なまちづくりへの関心が強くなっている。

このような中、区は「板橋区地域防災計画」に基づき、関係機関や区民との認識を共有し、各主体による予防、応急、復旧、復興といった局面ごとでの防災対策を進めている。しかし、首都直下地震や豪雨等の災害がいつ起きてもおかしくない現状において、今なお各種防災対策が十分とは言えず、全国各地で発生している災害を教訓として、ソフト、ハードの両面から災害に対する不断の備えを進めていく必要がある。

東日本大震災では、死者の6割が高齢者であり、また、障がい者が被災した場合の死亡率が被災者全体における死亡率よりも高くなったように、さまざまな災害に対し、災害弱者と呼ばれる避難行動要支援者に配慮し、かつ地域特性に応じた避難行動体制を整備する必要がある。また、被災地では、避難所生活が長期化することによる体調への悪影響や、避難所における要配慮者への対応が課題となっており、適切な避難所運営と十分な物資の備蓄、福祉避難所の円滑な開設などが必要となる。さらに、熊本地震では、人的・物的支援が十分に生かせなかったことや、支給等のおくれなどの課題が浮き彫りとなり、自然災害に遭遇した際に、他自治体等からの支援を円滑に受け入れ、区民へ届ける体制の構築が求められている。

議会としては、こうした諸課題の改善に向け、災害を最小限に抑えるとともに、大規模な自然災害に直面した際、円滑かつ迅速に災害時の体制を構築することで、区民の安全を確保することができる「自然災害に強い板橋区」を実現するため、実効的な防災対策について調査を行う必要がある。

子ども家庭支援調査特別委員会

子育てを取り巻く環境は、核家族化、ひとり親家庭の増加、そして共働き家庭の一般化や、地域コミュニティの希薄化などの進行により変化している。また、育児に関する協力者や相談できる相手が近くにいないことなどによる子育ての孤立化が進み、子育ての負担感や不安感を持つ保護者の数は多くなっている。このような中、平成30年9月発表の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数の速報値は、前年度比で約10%増の13万3,778件と過去最多を記録し、統計を開始してから27年連続で増加を続けており、虐待事件は後を絶たず深刻な問題となっている。

また、板橋区において、区立小・中学校の不登校については、近年その出現率が増加傾向にあり、特に中学校においては、全国平均・東京都平均を上回っているのが現状である。さらに、区内の手帳を所持する障がい児も増加傾向となっている。知的・身体・精神の障がいに比べて早期発見が難しい発達障がい児とその家庭への支援も取組みがおくれており、その充実も急務となっている。このほかに、区が平成29年7月に行ったひとり親家庭等生活実態調査では、対象の約8割が暮らし向きは苦しいと回答するなど、子どもの貧困も大きな問題となっている。

区は、板橋区基本計画2025において、基本政策の1つとして子育て安心を掲げ、施策の方向性として、安心して子どもを産み育てられる環境の充実と子どもの成長を切れ目なく支援する連携の強化を示しており、令和3年度中には、児童相談所を包含する(仮称)子ども家庭総合支援センターを設置することとしている。(仮称)子ども家庭総合支援センターの設置を契機として取り組む新たな支援も含めて、子どもとその家庭にかかわるさまざまな関係機関との連携体制を再構築するなど、支援をより幅広く効果的なものとしていく必要がある。

議会としては、子どもの権利と命を守り、誰一人取り残さず、未来を担う全ての子どもとその家庭を支援していくためにも、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、全ての子どもの成長を切れ目なく支援するためのより充実した子ども家庭支援体制の構築に向けた調査を行う必要がある。

～質問・意見は用紙1枚につき1つまでとなります～

質問・意見用紙

お住まいの地域：

お名前：

匿名希望

※質疑回答の際、名前を読み上げてほしくない場合は、匿名希望の欄にレ点チェックをお願いします。

質問

意見

欄のどちらか1つにレ点を付けてください。意見の場合は読み上げのみとなります。
※個人情報が含まれていたり、公序良俗に反する質問・意見の読み上げは行いません。
※用紙が複数必要な場合はお近くの議員にお声がけください。

(質問内容を担当する委員会が分かれば委員会の横のにレ点チェックを付けてください)

* 分からなければ空欄のまま大丈夫です

- | | | | |
|--------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 決算調査特別委員会 | <input type="checkbox"/> 企画総務委員会 | <input type="checkbox"/> 区民環境委員会 | <input type="checkbox"/> 健康福祉委員会 |
| <input type="checkbox"/> 都市建設委員会 | <input type="checkbox"/> 文教児童委員会 | <input type="checkbox"/> 議会運営委員会 | |
| <input type="checkbox"/> 東武東上線連続立体化調査特別委員会 | | <input type="checkbox"/> 災害対策調査特別委員会 | |
| <input type="checkbox"/> 健康長寿社会調査特別委員会 | | <input type="checkbox"/> 子ども家庭支援調査特別委員会 | |

- Q8 『特別委員会報告の内容』について
①分かりやすかった ②どちらともいえない ③分かりにくかった
- Q9 質疑応答の方法について
①分かりやすかった ②どちらともいえない ③分かりにくかった
- Q10 所要時間について
①長かった ②ちょうど良かった ③短かった
- Q11 議会報告会全体の評価について
①評価する ②どちらともいえない ③評価しない
- Q12 今後の開催場所の希望はありますか
①グリーンホール ②区立文化会館
③アクトホール ④高島平区民ホール
⑤区役所本庁舎（次回開催場所） ⑥その他（ ）
- Q13 板橋区議会報告会への参加回数について
①1回目 ②2回目 ③3回目 ④4回目 ⑤5回目以上

その他、議会報告会へのご意見やご要望、また感想などありましたら、
ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。